

内閣府、総務省、法務省、  
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第 号

経済産業省、国土交通省、環境省

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の  
施行に伴い、及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第九項（同法  
附則第四条第十七項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第百七十四条第五項に  
おいて準用する場合を含む。）の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を  
次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

法務大臣 上川 陽子

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、法務省、  
認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）の一  
部を次のように改正する。  
経済産業省、国土交通省、環境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第十四条の二 改正法附則第二条第九項に規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(保険契約管理業者に適用される規定の読替え)</p> <p>第十五条 改正法附則第二条第十三項の規定により保険契約管理業者(同項に規定する保険契約管理業者をいう。第八十九条第一項第十六号口において同じ。)が認可特定保険業者とみなされる場合における第五十九条、第六十五条、第六十九条から第七十一条まで、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条(第七号及び第八号を除く。)、第七十六条から第七十八条まで及び第八十九条(第一項第七号、第十一号及び第十五号を除く。)の規定の適用については、第六十九条第二号中「認可特定保険業者」とあるのは「移転先会社が認可特定保険業者の場合」と、「外国保険会社等」とあるのは「外国保険会社等の場合」と、第七十二条第二項第七号イ中「責任準備金その他の準備金の額」とあるのは「責任準備金その他の準備金</p> | <p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第十四条の二 改正法附則第二条第八項の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第六十五条第一項第二号(同法第七十七条において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(保険契約管理業者に適用される規定の読替え)</p> <p>第十五条 改正法附則第二条第十二項の規定により保険契約管理業者(同項に規定する保険契約管理業者をいう。第八十九条第一項第十六号口において同じ。)が認可特定保険業者とみなされる場合における第五十九条、第六十五条、第六十九条から第七十一条まで、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条(第七号及び第八号を除く。)、第七十六条から第七十八条まで及び第八十九条(第一項第七号、第十一号及び第十五号を除く。)の規定の適用については、第六十九条第二号中「認可特定保険業者」とあるのは「移転先会社が認可特定保険業者の場合」と、「外国保険会社等」とあるのは「外国保険会社等の場合」と、第七十二条第二項第七号イ中「責任準備金その他の準備金の額」とあるのは「責任準備金その他の準備金</p> |

に相当する額」と、同号ロ中「係る責任準備金その他の準備金の額」とあるのは「係る責任準備金その他の準備金に相当する額」と、「算定の適切性（移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあつては、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法）」とあるのは「算出方法」と、同号ハ中「責任準備金その他の準備金の算定の適切性（移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあつては、責任準備金その他の準備金の算出方法）」とあるのは「責任準備金その他の準備金に相当する額の算出方法」と、第七十二条の二第一項第二号中「移転業者を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられること」とあるのは「移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられること（移転業者を保険者とする保険契約にあつては、責任準備金に相当する額が適正に積み立てられること）」と、第七十四条中「移転業者の事業方法書等に定めた事項のうち移転対象契約に関する部分」とあるのは「移転対象契約に関する事項」と、第七十五条第二号中「事業の譲渡」とあるのは「特定保険業に係る事業の譲渡」と、同条第五号中「事業又は」とあるのは「特定保険業に係る事業又は」と、「事業に係る」とあるのは

に相当する額」と、同号ロ中「係る責任準備金その他の準備金の額」とあるのは「係る責任準備金その他の準備金に相当する額」と、「算定の適切性（移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあつては、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法）」とあるのは「算出方法」と、同号ハ中「責任準備金その他の準備金の算定の適切性（移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあつては、責任準備金その他の準備金の算出方法）」とあるのは「責任準備金その他の準備金に相当する額の算出方法」と、第七十二条の二第一項第二号中「移転業者を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられること」とあるのは「移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられること（移転業者を保険者とする保険契約にあつては、責任準備金に相当する額が適正に積み立てられること）」と、第七十四条中「移転業者の事業方法書等に定めた事項のうち移転対象契約に関する部分」とあるのは「移転対象契約に関する事項」と、第七十五条第二号中「事業の譲渡」とあるのは「特定保険業に係る事業の譲渡」と、同条第五号中「事業又は」とあるのは「特定保険業に係る事業又は」と、「事業に係る」とあるのは

「特定保険業に係る事業に係る」と、第八十九条第一項第十号中「改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十五條の二十四第二項の規定による官報による公告及び当該合併認可特定保険業者の定款で定めた公告方法による公告又は催告をしたこと並びに」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八條第二項又は第二百五十二條第二項の規定による公告をしたこと及び」と、「当該官報による公告」とあるのは「当該公告」とする。

(保険契約の移転に係る備置書類)

第十六條 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十六條の二第一項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 「略」

二 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第三百三十五條第三項に規定する移転業者（以下この章において単に「移転業者」という。）並びに改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十五條第一項に規定する移転先法人（以下この章において単に「移転先法人」という。）の貸借対照表（移転先法人にあつては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百二十三條第二項（同法第九十九條において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した

「特定保険業に係る事業に係る」と、第八十九条第一項第十号中「改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十五條の二十四第二項の規定による官報による公告及び当該合併認可特定保険業者の定款で定めた公告方法による公告又は催告をしたこと並びに」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八條第二項又は第二百五十二條第二項の規定による公告をしたこと及び」と、「当該官報による公告」とあるのは「当該公告」とする。

(保険契約の移転に係る備置書類)

第十六條 「同上」

一 「同上」

二 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第三百三十五條第三項に規定する移転業者（以下この章において単に「移転業者」という。）並びに改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十五條第一項に規定する移転先法人（以下この章において単に「移転先法人」という。）の貸借対照表（移転先法人にあつては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三條第二項（同法第九十九條において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表。第十九條第二項第

|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| <p>貸借対照表。第十九条第二項第四号において同じ。）</p> <p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第九十条の二 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十四条第五項において準用する改正法附則第二条第九項に規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> | <p>四号において同じ。）</p> <p>「条を加える。」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>   |                                   |

## 附 則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。